

熊本県監査委員公告第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により平成29年1月30日から平成30年2月19日までの間に実施した監査の結果に基づき講じた措置を、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年8月6日

熊本県監査委員 濱 田 義 之  
 同 竹 中 潮  
 同 氷 室 雄一郎  
 同 田 代 国 広

指摘事項

監査対象団体 (所管課)	監 査 の 結 果	措 置 状 況 等
熊本県道路公社 (道路整備課)	<p>(道路占用許可について)</p> <p>県道姫戸港教良木線の道路占用許可について、誤って県道路公社で行い、占用料を徴収している。</p> <p>徴収した占用料の返納手続を行うなど、道路法に基づき適正な事務処理を行うよう指導すること。</p>	<p>県道路公社が徴収した占用料は本来の許可権者である県に納付すべきものであるため、公社に対し指導を行い、平成30年3月26日に納付は完了した。</p> <p>今後は、関係法令や条例等を遵守し、適正な事務処理を行うよう指導した。</p>
学校法人菊池女子学園 (私学振興課)	<p>(教職員の配置について)</p> <p>教職員の配置について、次の課題がある。</p> <p>(1)学校教育法に定める教頭が置かれていない。</p> <p>(2)学則に定める教頭及び実習助手が置かれていない。</p> <p>学校教育法及び学則と実態にかい離が生じないよう改善を行うとともに、法令等に基づき適正な事務処理を行うよう指導すること。</p>	<p>(1)学校法人菊池女子学園に対して、早急に教頭を配置するよう指導した。学校法人としても人選を進めており、二学期開始までに配置する予定としている。</p> <p>(2)実習助手は学校教育法上任意設置であり、学校としても配置が不要とのことであったため、実習助手に関する規定を削除する学則変更を早急に行うよう指導した。平成30年5月の学校法人理事会で承認を得て変更した。</p> <p>引き続き、適切な学校運営が行われるよう指導監督を行う。</p>

<p>学校法人常盤学園 (私学振興課・子ども未来課)</p>	<p>(学校評価及び学校保健計画について) 学校評価及び学校保健計画について、次の課題がある。</p> <p>(1)学校教育法に定める幼稚園及び専修学校の学校評価が行われていない。</p> <p>(2)学校保健安全法に定める幼稚園の学校保健計画が策定されていない。</p> <p>学校教育法及び学校保健安全法に基づき適正な事務処理を行うよう指導すること。</p>	<p>(1)文部科学省から出されている幼稚園における学校評価ガイドライン及び専修学校における学校評価ガイドラインに基づき、平成30年度評価に向けて評価項目を作成中。</p> <p>(2)平成30年2月に、学校保健安全法に定める幼稚園の学校保健計画について策定済み。</p> <p>引き続き、適切な学校運営が行われるよう指導監督を行う。</p>
<p>ハートリンク水俣 代表者 株式会社山翠園 (都市計画課) ※都市計画課に対する指摘</p>	<p>(施設使用料について) 水俣広域公園のコインシャワーの使用料について、熊本県都市公園条例に使用料の額を定めないまま、指定管理者に徴収させている。</p> <p>熊本県都市公園条例の改正を行うなど、使用料徴収の根拠を明確にすること。</p>	<p>平成30年6月議会において熊本県都市公園条例の一部改正を行った。</p> <p>本条例は、平成30年7月5日に公布し、同日から施行した。</p>

〈参考〉

「指摘事項」とは、以下のような事柄に該当し、改善が必要とされる課題である。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 条例、法令、規則、通知、通達違反で事務執行不適正となっているもの</li> <li>(2) 未収金解消対策が的確に講じられていないもの</li> <li>(3) 予算の執行、財産管理等において、適正を欠くもの</li> <li>(4) 故意・重大な過失に起因する不経済や損害を生じさせたもの</li> <li>(5) 経済性、有効性、効率性が著しく低いもの</li> <li>(6) 事務・事業の執行に是正・改善が必要であると認められるもの</li> <li>(7) 前年度監査において注意事項とされていた事項で是正又は改善がされていないもの</li> </ul> |
|---|